

MIC 声明

国旗損壊罪法案は違憲、廃案を 表現の自由、思想信条の自由を侵害する

2026年7月8日

日本マスコミ文化情報労組会議 (MIC) 議長 西村誠

自民党、日本維新の会の与党と国民民主党と参政党が共同提出した国旗損壊罪法案が衆議院で可決された。罰則を伴う法律は市民の人権を制約する恐れが強いため、制定に当たっては慎重にも慎重を重ねなければならないのは当然のことだ。しかし、国旗損壊罪法案は、立法事実や構成要件といった法律の根幹をなす点に関して、国会審議を通じて疑問ばかりが増えている。

とりわけ、メディアで働く労働者や表現活動に携わる労働者でつくる労働組合である MIC は、同法案によって表現の自由が著しく侵害される恐れのあることや、罰則によって愛国心を強制させかねないことに對し、重大な危惧を表明する。憲法の定める表現の自由、思想信条の自由、罪刑法定主義に反する可能性が高い法律の廃案を求める。

まず、法案では「人に著しく不快または嫌悪の情を催させる」方法で国旗を損壊した場合に刑罰を科すとしている。自民党など法案提出者は「一般通常人を基準に、社会通念に照らして判断される」というが、不快や嫌悪はあくまで主観的な感情であり、警察や検察によっていかようにも解釈できる余地を残している。

法案提出者は衆院内閣委員会で処罰に当たる具体例と当たらない具体例を示した。処罰対象例として「あえて悪天候の日に公道上に国旗を置き、泥や雨でひどく汚す」などを挙げ、対象外の例として「日の丸の白い部分の隅に、視認できるかどうかの小さな文字を墨汁で書く」などとした。

しかし、これらの例を見ただけでも、処罰の可否に関して事前の予見可能性が極めて低い。法案提出者は、損壊の「目的」は問わないとし「客観的事情を総合的に勘案して判断される」としているが、議論を詰めれば詰めるほどあいまいさが増していく。どのような行為が犯罪となるかを予め法律に定めないといけない罪刑法定主義に反する法案だ。

法案提出者は法律の保護法益として「国旗を大切に思う国民感情」を挙げているが、時の政府が市民を戦争に駆り立て、国内外でおびたしい人々の命が失われた先の大戦において、日の丸が戦争推進のシンボルとなった歴史を思えば、日本の市民の中に日の丸を大切に思う人ばかりではなく、批判的な思いを抱く人も多数いるのは当然だ。

だからこそ、日の丸を使った政府批判や芸術作品など広範な表現活動が守られなければならない。表現の自由はそれぞれの人が思いや考えを社会に訴えられる自由だ。仮にある人にとって不快や嫌悪の感情を催させる表現であっても、制限されることは極力許されない権利である。さらにいえば、国旗が国家を可視化するものである以上、時の政府を批判するために、国旗を使ってメッセージを伝えるのは重要な手段となる。国旗を大切に思う人が損壊する事態が考えられない以上、政府批判への抑圧となることは明白だ。萎縮効果も考えると、法案は極めて重大な表現の自由、思想信条の自由に対する侵害を引き起こす。

さらに、法案提出者である日本維新の会の議員は衆院内閣委で国旗損壊罪法により「愛国心も醸成されていくと考えている」と述べた。刑罰をもって、法案提出者が考える愛国心を一方的に押し付けるなど言語道断だ。日の丸に対して市民の間にさまざまな思いがあるように、愛国心の在り方も人によって当然異なる。社会の分断を煽る結果になりかねないだけでなく、将来的により強権的な政権が「非国民」をあぶり出す法律として悪用する恐れも否定できない。

衆院本会議では、与党の強引な国会運営に反発を強めた野党が欠席する中、採決が強行された。法案提案に加わった国民民主党、参政党も欠席した。定数削減法案や皇室典範改正案など、政権や与党が数の力にたのみ、市民の山積する疑問を放置したまま、ごり押しする国会運営が横行し、民主主義の基盤が崩れている。

私たちはこの法案は違憲だと考える。民主主義社会にとって百害あって一利なしだ。国会の良識に期待し、廃案の結果を導き出すよう求める。

日本マスコミ文化情報労組会議(MIC)

<新聞労連、民放労連、出版労連、全印総連、映演労連、映演共闘、広告労協、音楽ユニオン、電算労>